

秋田市上下水道局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和6年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
エヌハウス	長 滝 純	由利本荘市石脇字 中浜3番地18	令和11年10月10日